八　職業能力開発促進法施行規則第七十一条第一項の技能検定の実技試験若しくは学科の試験の停止又は合格の決定の取消しの対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

九　技能士の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［31～43　略］

44　法別表第三の七の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

九　介護保険法第六十九条の八第一項の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十・十一　［略］

［45～81　略］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［略］

［2～6　略］

7　法別表第四の一の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　子ども・子育て支援法第十条の九第一項の妊婦給付認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二～十一　［略］

十二　子ども・子育て支援法第五十九条第一号の事業の実施の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十三　［略］

［8～26　略］

27　法別表第四の四の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

九　養育医療券の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十　養育医療券の交付を受けている者及びその監護する未熟児の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十一　養育医療券の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十二　養育医療券の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査

十三・十四　［略］

［28～37　略］

38　法別表第四の四の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、自立支援医療受給者証又は療養介護医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［五・六　略］

［39～68　略］

［新設］

［31～43　同上］

44　［同上］

［一～八　同上］

［新設］

九・十　［同上］

［45～81　同上］

（法別表第四の総務省令で定める事務）

第四条　［同上］

［2～6　同上］

7　［同上］

［新設］

一～十　［同上］

［新設］

十一　［同上］

［8～26　同上］

27　［同上］

［一～八　同上］

［新設］

九　母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給を受ける未熟児及びその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［新設］

［新設］

十・十一　［同上］

［28～37　同上］

38　［同上］

［一～三　同上］

四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による受給者証、地域相談支援受給者証又は自立支援医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［五・六　同上］

［39～68　同上］